

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育案内（原則 胴ベルト型は使用禁止）

◆開催予定日、会場、定員（申込み状況により追加開催も検討致します。）

地区	実施日時	場所(住所)	募集定員
松山	平成31年 1月10日(木) 8時30分～16時10分	ゴールドビル味酒（松山市味酒町 1-10-2）	80
	平成31年 2月6日(水) 8時30分～16時10分		
新居浜	平成31年 1月19日(土) 9時00分～16時40分	東予自動車会館(新居浜市本郷3丁目5-35)	80
	平成31年 1月21日(月) 9時00分～16時40分		
	平成31年 1月30日(水) 9時00分～16時40分		
今治	平成31年 1月25日(金) 9時00分～16時40分	今治地域地場産業振興センター (今治市旭町2丁目3-5)	80
	平成31年 2月22日(金) 9時00分～16時40分		
四国中央	平成31年 1月15日(火) 9時00分～16時40分	紙産業技術センター(四国中央市妻鳥町乙 127)	80
	平成31年 2月18日(月) 9時00分～16時40分		
	平成31年 3月20日(火) 9時00分～16時40分		
八幡浜・宇和島	平成31年 1月22日(火) 9時30分～17時10分	西予市教育保健センター 4階 (西予市宇和町卯之町3丁目439-1)	80

◆講習科目、省略科目

科目			全科目	実技免除
学科	I	作業に関する知識	1 時間	1 時間
	II	墜落制止用器具(フルハーネス型のものに 限る。以下同じ。)に関する知識	2時間	2時間
	III	労働災害の防止に関する知識	1 時間	1 時間
	IV	関係法令	0.5 時間	0.5 時間
実技	V	墜落制止用器具の使用法等	1.5 時間	—
受講時間数			6時間	4.5時間

◆実技免除

免除項目	免除の内容
①	「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難」な場所でフルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者
②	安衛則第36条、特別教育規程第24条第3項(既にフルハーネスを用いて)の実技教育を実施した者

- ・上表に該当する者は、事業者の証明(捺印)で申請して下さい。
- ・法的には省略科目があるが、(公社)愛媛労働基準協会としては墜落制止用器具の重要性を考慮し、学科については全科目を受講して頂く特別教育を実施します。

◆実技講習用のフルハーネス型安全帯の持参

- ・実技では、自ら使用しているフルハーネス型安全帯を各自持参して下さい。どうしても持参できない場合は申込時に借用依頼して下さい。(但し、貸出の数量は限られています)

◆受講料…消費税含む

	省略	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)
一般	なし	9,180	972	10,152
	実技免除	7,560		8,532
会員	なし	8,100		9,072
	実技免除	6,480		7,452

◆法律根拠 労働安全衛生法第59条の規定により、高さが2メートル以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところで、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務は、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。(平成31年2月1日から施行されます)